

国民健康保険システム標準化検討会

第1回合同WT議事概要

【日時】令和8年6月10日（水） 13:00～14:30

【場所】オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

堀内 洋佑 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主事

菅野 朋菜 仙台市健康福祉局保険年金課 主事

関口 聡太 宇都宮市保健福祉部保険年金課 主事

亀山 剛 宇都宮市保健福祉部保険年金課 総括

栃村 美穂 宇都宮市保健福祉部保険年金課 主事

米山 松二 中野区区民部保険医療課 主任主事

稗田 真之 中野区区民部保険医療課 主事

蒲生 琢仁 都城市健康部保険年金課 主事

清水 嘉寿恵 都城市健康部保険年金課 副主幹

坂元 祐介 都城市健康部保険年金課 主任主事

平野 崇 株式会社RKKCS 第2システム本部 次長

渡邊 毅 株式会社TKC 福祉情報システム開発センター センター長

小林 大士 株式会社電算 開発本部 ソリューション2部

守安 隆臣 株式会社両備システムズ エリア・アカウントビジネス事業部
エリアビジネス部 係長（代理出席）

江崎 徳光 行政システム九州株式会社 国保標準化移行推進部 課長

岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部
シニアエキスパート

原島 優太 日本電子計算株式会社 公共事業部開発統括部
新WizLIFE開発第2担当 担当課長代理

矢島 雄生 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部
住民情報サービス事業部 マネージャー

（オブザーバー）

三木 裕太郎 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
（欠席）

		統括官付参事官付参事官補佐
津田	直彦	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
		統括官付参事官付参事官補佐
池端	桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
		地方業務標準化エキスパート
門田	大悟	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
		統括官付参事官付主査
稲垣	嘉一	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
加藤	秀和	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
中村	祐貴	厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐
舘野	靖史	厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐
伊藤	麻祐	厚生労働省保険局国民健康保険課 企画法令係長
山田	正翔	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
菊地	貴文	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添	悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野	一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
星野	優斗	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室
吉本	明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 構成員紹介・挨拶
3. 座長挨拶
4. 第1回合同ワーキングチーム
5. 事務局からの連絡事項について
6. 質疑応答
7. 閉会

【配布資料】

- ・会議次第
- ・【資料 No. 1】第1回合同ワーキングチーム
- ・【資料 No. 1 別紙 1】検討・課題事項一覧_国保
- ・【資料 No. 2】事務局からの連絡事項
- ・【別添①】標準仕様書【第 1.7 版】(案)
- ・【国保_令和 8 年度標準仕様書改訂第 1 回合同 WT】方針等確認結果報告書

【質疑概要】

<資料 No.1 P.12 3.(1) 納付義務者情報の項目追加対応>

<資料 No.1 P.19 5.(1) 事業月報及び事業年報 F 表の作成機能除外対応>

<資料 No.1 P.24 5.(5)「賦課 7 国民健康保険料(税)仮徴収額決定通知書」の分母の印字編集条件見直し対応>

1 点目、P.12 の方針案について、ベンダーの改修コストやそれに伴う市町村のコストを加味した上での印字位置等について変更は可能という方針かと思う。標準化の趣旨からすると、帳票レイアウトはすでに開始し、紙も刷っているかと思われる。例えば当分の間、現在のレイアウトや今の運用に合わせた印字位置で追加することは可能だが、将来的には提示したレイアウトに統一すべきかと思う。それが大きな改修や制度改正で、他も直すため併せてやるなど、タイミングはそれぞれ分かれると思うが、方向的にはその方がよい。自由を認めはじめると全てが自由になってしまうため、納付義務者だけではなく、他も自由でよいという方向にはなるべきではない。色々なところ配慮していただいた書き方だというのは承知している。

2 点目、P.19 について、業務上必要のなくなった機能要件、内容は削除し、それに伴いシステム改修が必要になってしまうこと自体は標準仕様書上、仕方がない。追加される案件について、業務上必要だから追加された機能要件に対しシステム改修が発生する。それと逆になると思うため、個人的には削除してもよいと考えている。

3 点目、P.24 の(5)について。一例を挙げると平準化について。仮徴収額決定通知書だと何分の何という表現ができない場合もあることからの意見かと思う。補記に加えて、例えば、印字編集条件で特徴の継続者だけはアスタリスクでよいとなっている。何分の何で表現しきれないものについてはアスタリスクも加味するなど、プラスの補記があってもよい。全国意見照会で上がってきたものも平準化や何分の何で表現しきれないというものが発端かと思う。(ベンダー構成員)

→まず 1 点目の P.12。読み取っていただいたとおり、状況等を踏まえ事務局として判断した次第。帳票に関しては、確実にそれで運営できるということが事務局上なかなか判断難しい。いただいた意見を踏まえ、今後の方針等について整理させていただく。

標準化期限を迎えているなか、既に使用している帳票に対する改修というところについて、これまで標準化期限を目指して走ってきたが、一旦中継地点を経過した後、追加で帳票に要件を加えていくことの影響についてどう対応するかを今回重要視した。その上で返送先が設定されている帳票に対して、これまで使用してきた帳票から変えたくないという意見が多かったが、標準化期限を迎えて一度変えたところ。今年からこれでやっていくという状況になっているところに、また強制的な帳票の変更というのは負荷が高いだろうと

いうところがある。先程の意見のとおり、今後の制度改正・法改正によって確実にどの市町村においても帳票変更が入るところが一つ契機となり、標準化を進めるタイミングを見計らいながらの設定が一つポイントになってくる。先程提案いただいた、一定期間を経てから新たなゴールラインを設定することが考えられるが、時期について明確にない中で決められるのは制度改正が一つキックになるかと思われる。タイミングや大きなチャンスがあれば、標準化をまた標榜しながら帳票を示していく。その際、新しい制度設計において国から様式例、省令様式が示されると非常に標準化しやすい。特に、この保険料回りがなかなか市町村間で揺れが大きいため、今回この方針とさせていただいた。貴重な意見だと思っており、できればそうしたいが、酌みとっていただければありがたい。(事務局)

→内容と理由は十分承知した。表現の仕方として、「当分の間」等、時限的であることを一言入れると読み取り方は違うかと思った次第。(ベンダー構成員)

→2点目のP.19における対応について。削除対象となる事務上使わなくなった機能に関して、標準仕様書からの削除はシステム改修ありきで当然のこととご意見いただいた。事務局としても削除については検討してきたが、やはり各システムベンダーにおいてシステム改修のタイミング等鑑みた上で改修が必要との意見等もあり、一旦このような対応をさせてもらった。また今後の検討において、削除のタイミングや経過措置等きちんと削除されるような記載も踏まえ検討させていただきたい。

3点目の何分の何という表現ができない場合もあるという意見について、そこも配慮した記載の見直しと全国意見照会に向けて記載内容も検討させていただきたい。(事務局)

→1点目2点目、ベンダーだけでなく市町村も含めて色々な配慮していただいた書き方だと思う。3点目についても、こういうときどうするのかと思い、そこも伝わるよう表現していただければ、他のベンダーや市町村の担当も分かりやすくなるかと思う。(ベンダー構成員)

1点目の月報について。月報の様式修正はそんなに前から出ていたわけではない。既に月報様式としては退職分がなくなったという状況で、令和8年度が動いている状況を踏まえシステム改修の影響がないようにと考えた結果、各システムにおいて0が吐き出されている状況と判断し、一旦取り残しという形にさせていただいた。月報の様式の改修や制度改正に関して、例えば国保課のシステム改修経費の補助がついたり、今年度対応するものとしてメニューとして示したり、各市町村において今年度に月報の様式変更に伴うシステム改修をすることが一定程度共通認識として存在している可能性はあると今の意見を聞き思っていた。そうした背景等を踏まえて削除をした際、予算的影響も踏まえての今回の

記載だったが、そうしたところに配慮が既にされていると措置が予定されているということだったら、おっしゃるとおり不要な機能をしいて残存させる必要はない。舵を切っても問題がなさそうであれば意見の取り込みができるよう今後検討させていただきたい。今後の動きをお待ちいただければと思う。(事務局)

→おっしゃるとおりだと思う。できるタイミングがそれぞれ市町村もベンダーもあるため、これからは標準仕様書のランニングに入ってきたらこういう難しい書き方が増えていくというのは理解している。(ベンダー構成員)

指摘をいただいた特に1・2番目、具体的に多くの自治体やベンダーの皆さんが確実に着地できるような形で考えなければいけない一方で、何でもありな形になると標準化の本筋から離れるということもあるかもしれない。

2番目のところによると、使わなくなった機能の削除をきちんとやっていくことが、恐らくシステムをつくる側の皆さんのお作法としても必要だろうと思う。

3点目の指摘について。具体的に色々な形で措置ができると規定上認められている中、それぞれの団体でどのような形で、仮算定のところの平準化に対応するのか少しバリエーションがある。それがきちんと示せるような内容になるとよいという指摘は確かにそのとおりかと思う。具体的な例文を、特に自治体の皆様からも何かあれば、事務局にも寄せられるとありがたい。

デジタル庁から標準化の概念や目標、その辺りの関係を原則論でよいのでコメントいただきたい。(座長)

→質問の趣旨は機能の除外等の考え方、一般論についてか。それとも元々の帳票の考え方が。(デジタル庁)

→お伺いしたかったのは1点目の帳票レイアウト定義のところ。今回の事務局からの内容は少し自由度が高くなってしまい、標準化との関係でどうなのかという指摘。この辺りデジタル庁としてはどうか。(座長)

→おっしゃるとおり標準仕様書としては帳票要件として規定しているため、システムのノンカスタマイズ等を考えると、標準準拠システムから出力される帳票については一定固定である方が望ましいと考えている。

一方で業務によって国保に限らず、やはり印字の項目が今までの帳票よりも少なくなってしまうことによる懸念や、文字が小さいという声が届いている業務もある。

そういったことを踏まえ自治体によっては標準システムから出力される帳票は一定であるものの、アウトソーシング等でより見やすい帳票をつくったり、これまでの帳票を活用したりということがあるのも承知している。

標準化としてはノンカスタマイズが原則であるため、帳票としては固定である必要がある。ただ、こういう賦課業務については、もう1年単位で帳票を調達・購入してやり取りしていくところも承知しているため、何らかのタイミングで帳票を切り替えるなど、事務実態に合わせてできる限り統一していくことが大事なのではないかと考えるところである。(デジタル庁)

→非常に理解ができた。おっしゃっていた趣旨もその辺に基づくものと思っており、事務局でも決してそれと違う考え方ではないと思っている。具体的にそれは次のタイミングという形でイメージが出来るといいなというのは、共通した理解が取れるところなのかもしれない。事務局でも検討いただき、構成員・自治体・ベンダーからも意見等いただきたい。(座長)

今回納付義務者の関係で柔軟な対応が認められるとあった。前回課題定義をさせてもらったように、P.12の納入通知書は納付済み額がレイアウトの真ん中に来ている。機能要件上、納付済み額は標準オプション項目になっている認識。弊社のシステムを使ってもらっている大半の市町村は従来納入通知書にその納付済み額を打っている例がなく、標準化後もこれは標準オプションでありアスタリスクで埋めている状況。帳票の真ん中にアスタリスクが12期分出ると見た目がよろしくない。納付義務者に関してレイアウトの有無というのは柔軟な対応が出来るということであれば、この納付済み額に関して従来なかった項目。納付済み額を通知書に打っているのは調べてみると国民健康保険だけ。そういった横並びの観点からも柔軟な対応ができるよう仕様書を見直していただきたい。

もう1点、昨年12月に行われた地方公共団体の機関業務システムの統一標準化における関係省庁会議の中で、地方公共団体からの意見として標準化の機能要件に変更ないが、実はその中身の解釈が変更されていた。そういうのを見逃さないよう機能要件でそういった変更が分かるようにしていただきたいという話があり、各省庁で持ち帰り検討することになっている。特に国民健康保険に関しては、国保情報集約システム・国保総合システム・自治体中間サーバーの連携等、非常に連携が多いシステムだが、標準仕様書には一切出てこない状況。例えば国保情報集約システム・国保総合システムの変更に関しては、連合会から情報がないと事務局もどう変更されるか分からないため、この省庁連絡会議ではそういったことがないよう機能要件に全て書き込むことが望ましい。詳細は各省庁で検討となっていたが、ここら辺の反映を国民健康保険に関してはどうなっているかお伺いした

い。(ベンダー構成員)

→1点目の同意通知書に関する意見に関して。標準オプションで標準仕様書の規定上レイアウトからの削除やそういった部分について、既に柔軟に対応いただけるものだと考えている。本件については、他の制度上そういう記載になっているかも含め、事務局でも今一度確認し、この対応方針等について検討させていただく。いただいた内容や標準化をどう考えていくかも踏まえ、今後項目の定義や変更部分について整理させていただく。

2点目の標準化期限後について。標準仕様書はメンテナンスのランニング期間における運用実績等々を踏まえた意見も来るだろうと想定しており、メンテナンス作業は常に行っている。今回の意見でワーキングの皆様にも再点検した方針、例えばこの帳票のこの部分もそうするなど今後調べた結果が出てきたら、皆様には追加的な情報提供と、検討会に回り全国意見照会後に改めて集まる機会でお伝えさせていただく。

2点目の制度改正や標準仕様書は変わらないが中身が変わっている話。これは一旦事務局でどこの制度にどれだけの改正があり、どのような標準仕様書への影響があるのか、主体的に取得することが難しいところがある。もちろん本会で開発している国保情報集約システムや国保総合システムの内容についても、改修内容については国保課にも連絡の上、必要に応じて周知をしていただくという対応をとらせてもらっている。標準仕様書側から直接的に記載するのは今のところ難しい状況。一旦その他税や住民基本台帳がはねるなど十分にあるため、それら一元的に国保課で把握されれば、標準仕様書への影響は事務局に都度お尋ねいただいているため、それを踏まえて対応いただくと考えている。(事務局)

→まずは国保中央会が開発しているものだけでも何か反映していただけるとありがたい。(ベンダー構成員)

→特に2点目、議論しているのは自治体で国民健康保険の事務処理をしているシステムという枠の中での仕様書についての検討をしている。指摘があった中間サーバー、国保情報集約システムとの連携について言うと、国保以外のほかの19業務の検討の中でもネットワークとの連携は仕様書の対象にしていなくて多い実態。一方で、なかなか情報が来ないと困るという指摘もその通り。これは特に中央会で色々と作られるシステムとの連携という部分が多く、中央会でも状況は認識していると思うため、適宜意見交換しながらやれると思っている。(座長)

以上